

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成 29 年 11 月 13 日（月）午後 3 時から午後 5 時まで
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A 棟 1 階）

参加者等

司会者 佐々木 直 人（さいたま地方裁判所第 4 刑事部部総括判事）

裁判官 四 宮 知 彦（さいたま地方裁判所第 4 刑事部判事）

検察官 吉 川 剛 史（さいたま地方検察庁検事）

弁護士 平 本 沙乙里（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者 1 番 50 代 男性（以下「1 番」と略記）

裁判員経験者 2 番 40 代 女性（以下「2 番」と略記）

裁判員経験者 3 番 50 代 女性（以下「3 番」と略記）

裁判員経験者 4 番 60 代 男性（以下「4 番」と略記）

裁判員経験者 5 番 50 代 男性（以下「5 番」と略記）

裁判員経験者 7 番 30 代 女性（以下「7 番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

司会者

本日司会を務めます，さいたま地裁第4刑事部裁判官の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は，6名の裁判員経験者の皆様に参加をしていただきました。皆様率直な御意見をお聞かせいただければと思っております。本日は，私以外にも裁判官，検察官，弁護士一人ずつが参加しておりますので，まずはそれぞれ簡単に自己紹介をお願いします。

四宮裁判官

さいたま地裁第4刑事部の裁判官の四宮と申します。実際に裁判員等を御経験いただいた皆様に御参加いただける，この意見交換会という場は，今後裁判員裁判をより良いものにしていく上で，私たち法曹三者にとって貴重な機会であると考えております。忌憚のない御意見をお聞かせいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

吉川検察官

さいたま地検の公判部の検事の吉川と申します。いろいろ御意見をいただければと思っておりますので，よろしくよろしくお願いいたします。

平本弁護士

弁護士の平本沙乙里と申します。私は，裁判員制度委員会に所属しております。よりよい弁護活動ができるように私たちも努力しておりますので，忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

司会者

まずは，皆様がどのような事件を担当されたかにつきまして，私の方から簡単に紹介をさせていただきます。その後，皆様に事件を担当されての全般的な感想，担当事件の審理や評議の日程についての御意見，1日の中での時間，あるいは1週間の中で何回やるかですとか，全体のスケジュールなどについての御意見があれば伺えればと思います。まず，1番さんが担当された事件は住居侵入，殺人未遂，銃刀

法違反の事件で、職務従事期間は4日間、争点としては量刑以外に、犯行の態様も問題になった事件ということでしたか。

1番

昨年6月の裁判でしたので、1年半ぐらい経ち、記憶が薄れがちです。論点としては、いろいろ被告人の家庭の事情もありますが、実刑か執行猶予になるかだったと思います。時間につきましては、特に問題はなかったと思いますが、全く未経験の場所でやったので、やはり雰囲気にもまれたということもあります。

司会者

2番さんの事件は強制わいせつ致傷の事件で、職務従事期間は4日間、争点は量刑ということでしたか。

2番

1年前くらいになるので、少し記憶も曖昧になってきてしまっているのですが、あまりちゃんとした意見が言えないかもしれないですが、話合いが結構長くなりましたが、時間はあっという間に感じました。スケジュールを見ると、少し長いのかなという感じでしたが、実際にその日が終わると、いつも、あっという間だったなと感じました。

司会者

どうもありがとうございました。続いて3番さんは、被告人二人の共謀による偽造通貨行使が11件あった事件で、職務従事期間としては15日間、争点は被告人らの共謀の事実と量刑ということですね。

3番

実際に選任された日から判決までがちょうど1か月ありました。御案内をいただいたときに、たまたま自分の出張予定、会議予定が、ちょうど空いていたものですから、受けさせていただけようと思いました。実際には途中、少し早目に審理が進んだので、何日か、審理がお休みのところがありましたので、少し長かったですが、仕事に大きな穴をあけることもなく、務めさせていただくことができました。ただ、

被告人が外国人で、途中、通訳の方も入られて、どうしても時間がかかるころだったと思います。外国人はこれからもいろいろ日本に来るかと思っていますので、こういった事件も増えていくのかなと思っています。一緒に審理をさせていただいた方々は、皆さん前向きで、忌憚なく意見を述べていたと思います。私もこの制度が始まりましたときに大変興味を持っておりましたので、自分の中では積極的に参加をさせていただけて良かったのかなと思っています。

司会者

4番さんも3番さんと同じ事件を担当されていましたね。

4番

最初にまず一番感じたことは、非常に長かったということです。大体1週間以内ぐらいだろうと考えていたんですが、実際には1か月で、こんなに長いのかというのが第一印象でした。裁判に関しては、私も初めての経験だったので、どういうことをやるのかよくわからなかったのですが、いろいろ皆さんと一緒にやって、非常に長かったので、その分時間がいっぱいあったので、いろんなお話もできて、いい経験をさせてもらったと思います。この事件に関しては、今もお話がありましたが、被告人が外国人なので、日本の文化の違いとか考え方の違いがあって、通訳を介していたので、はっきり言って、よくわかりにくいというか、うまく返ってこなかったり、非常に時間がかかって、大変だったという思いはあります。あと、今回の事件で、動機とか、量刑についても、日本人の裁判と、被告人が外国人の裁判では、やはり違うのかなという感じはします。これから外国人の犯罪や裁判が増えてくると思うのですが、裁判の審理のやり方とか時間の調整とか通訳、この辺もこれからの課題としてあるのかなという感じはしました。

司会者

ありがとうございました。5番さんの事件は、被告人2名が他の数名と共謀して行った監禁、住居侵入、強盗致傷の事件で、職務従事期間は5日間、量刑が争点だったということよろしいでしょうか。

5 番

審査の日程についてですが、期間としては妥当かなと思っています。ただ、一つ希望すると、多分そのとき気が張っていて、ふっと終わってしまうのですが、やはり疲れるのがあって、できれば終了時間を1時間ぐらい短くしてほしいというのが希望です。あとは、進行にメリハリがありましたので、テンポが良かったイメージがあります。あと、もう1点は、初めての経験でして、結果的にはいろいろな意味でとても参考になったと思います。私のこの事件は、よくあるトラブルが、ひどくなってしまったケースなので、どういう感じなのかなと思いました。被告人は、過去に少年院に行っていたこともあったので、怖いかなと思いました。また、例えば、態度や、話し方でも印象が変わりますので、第一印象で心が左右されるのかなと思いました。

司会者

7番さんの事件は、被告人の妻に対する殺人事件で、職務従事期間は6日間、量刑が争点ということでしたね。

7 番

裁判員裁判についてですが、正直自分の中では今まで参加はあまりしたくないなというイメージでした。裁判員を選ぶときに、説明を受けたら、実際やってみたいなという気持ちと、裁判員裁判に参加することによって貴重な経験が積めたり、自分の中での考え方だったり、いろんなものが変わっていくのではないかなと思って、当日にはもう是非参加させていただきたいなという気持ちでした。裁判の内容が殺人で、刑について話をしましたが、審理期間としては私も妥当かなと思いました。ただ、仕事の関係で、できれば連続した日にちの審理であった方が良かったかなと思います。1日当たりの時間や休憩時間等は適切だったと思います。

司会者

スケジュールを確認いたしますと、恐らく評議の後の判決を言い渡す日だけが少し空いたという形ですかね。ありがとうございました。それでは、引き続きまして、

冒頭陳述について伺います。検察官と弁護人から事件の見立て等についてのプレゼンテーションが行われたと思いますが、検察官、弁護人の主張、説明について、事件の争点やポイント、つまりこの事件で何が争われているか、どこにポイントを置いて判断する必要があるのか、それぞれの主張の違いがわかりやすかったかどうかについての質問です。何か記憶に残っていて意見があるという方についてお伺いしたいと思います。

7番

検察官と弁護人の、主張の違いは、刑についてだったので、大分違った印象を持ちました。検察官のプレゼンはすごくわかりやすく、的確という印象がありました。弁護人からは書類をいただいたのですが、カラフルだったんですけど、裁判の進行に沿った論点から少しずれているのかなという印象も感じました。話し方なんですけど、検察官は結構淡々とした感じで、早かったりもしましたが、弁護人はやはり情に訴えるという感じの印象もあって、何か親近感を持ったゆったりとした感じで話をされていたという印象がありました。

司会者

7番さんも親近感を持ってましたか。

7番

でも、それは常套手段かなと思っていたので、ああ、こういうふうに来たんだなって思っていました。

司会者

今少し論点がずれた印象を受けたということですが、それは審理している中では、むしろ何か納得できる主張は感じられましたか。

7番

裁判の進行中も、だんだんずれていってしまっって、裁判長から、それは違うのではないですかと言われたことがありました。結局、被告人の言っていることが検察官が述べたことと、弁護人が述べたこととも少しずれていました。やったことは認

めましたが、実は少し違うんだみたいな感じがありました。

司会者

主張したいことと実際出てきた内容とが何かずれてきているかと思ったということですか。

7番

はい。

5番

検察官の説明は、わかりやすかったです。簡単に言うと、要点がまとめられていて短かった点がわかりやすかったです。逆に、反対に弁護人は、非常に単調でずっと話しているの、聞いている方は聞きづらいし、何を言いたかったのかなという印象は残りました。人が聞きやすい説明をすると全然違うかなと感じました。

4番

確か冒頭陳述のときは、被告人が二人いたのですが、事実が多かったの、検察官も二人の方がモニターを見ながら、1件1件、時系列的に説明をされていて、その点は検察官の説明は非常にわかりやすかったです。弁護人は、二人いて、そのうちの一人はあまり言っている内容がわからなくて、要点もまとまっていなくて、声も小さく、話し方があまり上手じゃなかったという感じがしました。あと、通訳を介したので、どこでセンテンスを切るかというのが、弁護人は、もう少し工夫をされた方がいいかなという感じがありました。あと、被告人の一人が最初と言っていることが違うことを言って、一時審理が止まった記憶があります。それで、もう一回弁護人と一旦退出して打合わせし直していた記憶があるのですが、裁判に入る前にもう少し確認しておいてもらった方がスムーズにうまく進んだんじゃないかと思いました。

司会者

ありがとうございました。争点や証拠の整理というのを事前にしておいても、やはり法廷ではそれと異なるものが出てきたときにそれにどう対応していくかという

ことについては確かに課題かと思えます。

3番

冒頭陳述は、まだ始まったばかりで、こちらも頭の整理ができていない段階でいろいろ争点をおっしゃっていただいて、二人の被告人がいたので、どちらの方がどういうことをしているのか明確には伝わってこなかったような気がします。検察官は資料を使って明確に話をしていたと思います。4番さんがおっしゃったように、二人は若干争うところが違ったので、それに対して少しもめてしまったということで、午前中いっぱいぐらい、審理がストップした記憶があります。その後は割とスムーズに進みましたが、その辺のところで大分もたつた感じがありました。

2番

やはり緊張していて、あの場に座るだけで少しどきどきしていたので、ちゃんとした内容はしっかり覚えてはいないですが、検察官も弁護人も、素人にもわかりやすいような感じで、ゆっくり丁寧に話してくれた印象を受けました。それで、やっと落ちついて、しっかり話を聞ける状態になったのは覚えています。

1番

正確には覚えていないんですが、検察官の説明は、被告人からきちんと聞いた事実から、犯行の流れを組み立てて、わかりやすく具体化して説明してくれたので、確かにわかりやすいと思いました。被害者の傷が二つあったことは多分医者判定か何かで、そこは2回殴ったんだと検察官が判断したのではないかなと思いました。被告人は、やった事実は認めていますので、弁護人は、あとはやむを得ない状況でやってしまったというところに焦点を当てていたので、検察官と弁護人の争点は合っていなかったのかなと感じました。

司会者

ありがとうございました。各出席の方からの中で、もし質問があれば、どうぞ。

吉川検察官

3番、4番の方の事件について、似たような犯行が連続して短期間に起きている

のですが、事件の動きについてもう少しこういったやり方で冒頭で説明した方がよりわかりやすかったなどありますか。

3番

審理する件数が大分多かったものですから、正直頭の中で整理をするのは大変厳しかったです。時系列で示していただいていたかとは思いますが、2日間という短い期間に10件以上確か事件を重ねていましたので、冒頭陳述のところですらすらとおっしゃっていて、かなり整理された状況で提示はしてもらってはいたのですが、我々の頭の中でその日に聞いたものをその日に整理するのがかなり厳しかったです。

4番

確かに非常に件数も多く、被告人が二人だったこと、一人ずつ通訳を介してやっていたことから、最初は確かによくわかりませんでした。今思うと、もう少しその辺を最初に整理しておけば良かったのかなという感じがしたのですが、我々は全く初めての事件だったので、頭の混乱がしばらく続いていた記憶はあります。

司会者

しかも二人が関わっていると、それだけでもう情報量が多いので、一気にというよりはとにかく繰り返し確認をしながら進めていかないといけないのかなということは今伺っていて改めて思いました。

平本弁護士

弁護人の主張が少しわかりづらいということが皆さん共通の感想かなと思いましたが、それは、冒頭陳述で最初に検察官が主張していることに対しての弁護人の主張がわかりにくかったということだと思えます。端的で構わないので、どういうところがわかりにくかったのか、それでどういうふうになれば良かったのか、もし御意見があればと思うんですが、よろしければ7番さん、お願いします。

7番

弁護人の主張自体はわかるのですが、弁護人が言っていることが本人の思っていることと同じなのかがわかりにくかったです。

吉川検察官

多分弁護人は、いろいろ説明しようとして長くなると思うんです。ただ、初めて聞く方はあまりぴんとこないのです、できれば例えば今回の事案は求刑が何年と思います、理由は三つあります、一つはこうで、という組み立てをした方が聞きやすいと思うのですが、ずっと長文みたいに言われると、何かよくわかりません。組み立ての工夫ということですかね。

司会者

組み立ての工夫は、それぞれ検察官も裁判官も、確かに考えなくてはいけないと思いました。

4番

私も弁護人がわかりにくいと言いましたが、検察官は証拠とか、それから防犯ビデオとか、要は目で見てわかるものを全部出していました。それに対して弁護人は、立証するようなものがないので、説得力がないという感じがしました。

司会者

立証するのは検察官ですので、弁護人が何かを立証するということではないのですが、ただそれはそれとして、弁護人は、検察官が立証するこのところが疑問なんですよというところをわかりやすくやってほしいという御意見ということですかね。ありがとうございました。

3番

私は、冒頭陳述については割と短い時間にすっきり終わったという印象で、それぞれの論点はそんなにわからないことはなかったと思います。

1番

弁護人の説明ですが、被害者と被告人の関係を確かに詳しく説明してくれたんだと思うのですが、その辺を詳しく覚えていないので、印象に残らなかった感じがします。

司会者

ありがとうございました。引き続きまして証拠調べに関する質問です。一つ目が、ある証拠を取り調べるに当たり、その証拠でどのような事実を立証しようとしたか、何のためにその証拠を調べているのか、その証拠を調べた意味があったのかといった質問です。二つ目が、証拠書類の取り調べについての御意見というもので、証拠の量とか、わかりやすさとか、供述調書を読み上げるような場合と実際に証人として来てもらった場合ではどちらが良かったかといったようなことですか、あるいはこの証拠は少し刺激が強過ぎて、実際に見る必要もないようなものを見せられたというようなことがなかったかという質問です。三つ目が、証人に対する検察官や弁護人の質問の仕方について、実際質問している内容や時間のかけ方などについて何か問題はなかったかという質問です。また、関連して、この証拠は要らなかったとか、適切ではなかったといったような証拠がなかったかという質問です。

1 番

私のときには、証拠書類としては、写真等もありましたが、いわゆる凶器となったバットと、それから刃物であった包丁と、2種類見せていただいたものを手で確認させてもらう機会がありました。それについては特に問題はなかったと思うのですが、刃物である包丁が刃渡り20センチぐらいで、一般の家庭にはないような包丁でしたので、その出どころはどこですかと言ったら、被告人の家にあったものですよというところで終わったのですが、一般家庭にあるような包丁にしては大き過ぎるということが気になって、それ以上は突っ込まなかったですが、気になりました。ですから、もう少しその辺を調べていただけたらありがたかったです。

2 番

証拠というよりは、現場の地図とか状況の説明だと思うのですが、検察官も、弁護人も、モニターを使ったりして、わかりやすく説明していただきました。

司会者

2番さんの事件ですと、確か被告人や、いわゆる情状証人からも聞いたみたいですが、特にそのあたりの質問等も含めて、気になることはなかったですか。

2番

実際に顔を見てしまったりすると、少し印象が変わってしまうこともあったりしたのですが、内容についてはわかりやすかったので、問題なかったです。

司会者

ありがとうございました。3番さん、4番さんの事件は、証人も多くて、しかも通訳入りで、被告人も二人いて、それぞれ言うことが違うというところがあったと思いますが、書面の証拠も含めて、いかがでしょうか。

3番

偽造通貨行使の事件なので、刺激の強いこととか、そういったものは一切なかったですが、証人の方がたくさんいらっしやって、その方の仕事の都合で、尋問の日程が変更になったりとかということもありました。その中で、被告人二人が共謀しているということを証明するために、実際に被害に遭っていなかった方々の証言もあり、それが必要だったのかなと思い、正直少し間延びした印象がありました。あと、もう一つ、やはり証人として出廷した被害に遭われた方が年配の方が多かったもので、検察官の質問が聞き取りづらいということをおっしゃっていました。付き添いで見えた方に一生懸命同意を求めたりしていて、正直見ている気の毒な感じがしたのと、証人という言葉はまず我々の普段の生活では馴染みがありませんので、証人と言われても戸惑っていて、誰に何を聞かれているのかわからなくなっていました。こちらの方が証人の様子に意識が行ってしまっていて、大丈夫かしら、わかるかしらという心配をしてしまったことがありました。

4番

いろいろな証人の方がいたのですが、外国人で、肌の色が違っていたりすると、後になって、その人を特定とか、なかなかできないのではないかと思います。特に年配者だったりすると、どっちがどうしたとか、そういうことを言われても、多分わかりにくいというか、覚えていられないのではないかと感じました。証人の方も大分気の毒だったと思いますが、どちらにしても防犯ビデオが大きな決め手にな

るし、防犯ビデオに映った着ているものとか背格好とか、そういうので特定や判断をするのが一番いいのかなと思いました。あと、刺激的な写真などはなかったのも、良かったです。偽札の証拠を実際見せてもらって、そういう証拠を見て判断というか、ある程度事件が見えてきたので、良かったと思います。

司会者

ありがとうございました。いろいろな証人の方がいて、それぞれがなるべく当時のことを思い出せるような形で質問して、引き出すということができればいいというお話になりますかね。ありがとうございました。

5番

私は、監禁、住居侵入、強盗致傷なんですが、発端が友人二人でキャバクラに行っただけだったと、そこからスタートしているのですが、金額が幾らなのかの説明がなかったと思います。それが非常に疑問で、どこまで取られたらこんなに怒るのかなと非常に気になっていたのは記憶にあります。今でも気になっています。あと、証拠については、メリケンサックというのがあって、これはみんなが知らなかったのも、実際に証拠を見ることにしました。

司会者

実際に証拠物としてメリケンサックを調べたということですか。

5番

そうです。みんなで見せてもらって、なるほどとなりました。これで殴られたら、それは危険であるということがわかりました。あとは、監禁の関係で、防犯カメラにはっきり顔も写っていたので、やはり文字よりは写真はわかりやすいですね。

司会者

証拠を逆に何でも請求してしまうと、判断に必要な情報が増えてしまって、ポイントをつかみにくくなるというところがあるのですが、判断に必要な範囲で気になるところがないようにする工夫というのもまた大事であるということですね。

5番

検察官がぼったくられたという説明をしていますから、聞いている方は、ぼったくられたんだなと思うのですが、すごい大金をぼったくられたのか、少しだったら、世間的にぼったくられたとは言わないのではないかということがとても気になっていました。事件を起こしたのは悪いですが、きっかけとして、ひょっとしたらお店側の方も、そんなにお金を取ったら、それはお客は怒るでしょうというのはあったかもしれないので、そこが非常に引っかかったところです。

7番

内容は大丈夫なのですが、検察官が最初に提示した証拠の写真の中に冷蔵庫の写真があって、何のために撮ったのかについて言及されていなかった点が少し気になっていました。証拠については、多分量が多いためだと思いますが、結構早口で、淡々と言われてしまって、私は自分でメモをしていたので、わかったのですが、評議していく中で、わかっていなかった方もいらっしゃったり、記憶が曖昧になってしまうので、そこはもう少しゆっくり説明していただけると助かるかなと思いました。あとは、証拠として、水槽に沈められた携帯電話というのがありました。ただ、何で沈めたのかという説明が検察官から何もなかったのも、たまたま落ちたということと被告人が意図的に沈めたというのではやはり論点が変わってくると思うんです。個人的にはそこが気になっていました。あとは、殺人ということで、刺激の強い証拠については、個人的にはそこまで気にはならなかったですが、やはり血痕とかあったので、中にはあまり気分が良くないという方もいらっしゃったのかなと思います。証人については、弁護人側の証人で被告人のお姉さんが、被告人もそうでしたが、弁護人の主張と違って、話をもう少し詰められなかったのかなと思いました。もう一つ、知人の方こそ法廷に立って、意見を述べていただきたいかったし、その方の話も聞いてみたかったです。この方が多分キーパーソンになると思ったので、ただそれを文書で、こう言っていますという弁護人からの主張だけだと、こちらでも、具体的に、結局本人がいらっしゃらないので、どういうことですかと聞けないんです。やはりそこは聞きたかったかなというのはあります。

司会者

どうもありがとうございました。

平本弁護士

皆さんにお聞きしたいのは、証拠を法廷で御覧になったと思いますが、それを法廷で見た以外に、例えば評議の中でもう一度証拠を御覧になったことがあるかどうかという点をまずお聞きします。

司会者

今の点は、例えば写真などを少し確認するようなものも含めてということですか。

平本弁護士

そうです。評議の中で見たいということになって、御覧になった方は何人ぐらいいらっしゃいますか。(挙手した者：1番, 3番, 4番, 7番) ありがとうございます。2番さんと5番さんは見ていらっしゃらないですが、見なくても良かったのか、それとも見たいと言えなかったのかというところをお答えいただけますか。

5番

私の場合は、特に言っていないですが、裁判では、一瞬で回していってしまうので、評議するところに一時的にでも置いてもらった方が、じっくり見るできるので良いと思います。

2番

凶器とかはなかったもので、特に誰も見たいとは言わなかったし、必要なかったと思います。

平本弁護士

例えば動機とか、犯行動機とか、よくわからない、自分では気になっているんだけど、裁判に出てこないと言ったときに、補充の質問というのが多分認められて、御説明もあったと思います。裁判員の方の補充の質問のときに、先ほど5番さんがおっしゃっていたみたいに、例えばぼったくられた金額は幾らですかと、証人に聞くとか、そういう質問ができる状態にならなかったのか、それとも質問しにくかつ

たのかお答えいただけますか。

5 番

質問しづらいんです。まだ慣れているわけではないので、やはり弁護人がいらっしやるので、聞きづらいです。

四宮裁判官

補充質問の点をお伺いします。5番さんなんですが、気になった点があったけれども少し聞きづらいという面があって、聞くチャンスを逃したというようなことだと思います。恐らく補充尋問に入る前には、法廷の裏に下がって、どんなことを聞きましょうかという時間もあったのかなと思いますが、そういった場でもなかなか口にしにくいとか、あるいは時間的に少し足りないとか、そのあたり印象がありますか。先ほどのお話ですと、量刑の判断にも関係があるのではないかというお話がありましたので、そういったことも話した上で、じゃ聞いてみようということが難しかったのかどうかというあたりをお伺いできればと思います。

5 番

気になっているのは私だけなのかと思って、あまり聞かなかったです。聞かなかった自分に対して反省はしています。

四宮裁判官

裁判所の工夫なり配慮というところも今後考えていかなければいけないのかなと思いました。

5 番

今思うと、休憩に入ったときに、やってはくれたんです。もう1回、今話していたことはこういうことだと確認をして、みんなで考えを整理して、そこで何かまだありますかと言ってもらえると、言いやすいかなという感じです。

司会者

論告、弁論で検察官、弁護人の意見が出て、それから、引き続いて評議も行っていくと思いますので、これを一括して気が付いたことをお伺いできればと思います。

論告、弁論に関する質問としては、それぞれよく理解できて、裁判官からの説明、補足なしでも評議に臨めるものでしたか。評議について、評議の仕方、進め方や整理の仕方等に問題がありませんでしたか、評議で今何を話し合うのかというのが明らかになっていたでしょうかという質問です。それから、評議に使った時間は適切なものでしたか。時間が足りなかったり、あるいは時間をかけ過ぎたということがあったでしょうか。そして、評議の中で意見を十分に述べることができたか、自分でなくとも、他の裁判員の方についてでも、もう少しこういうふうに聞いた方が意見が出たのではないかというようなこと、あるいは意見が言いにくかったところがあったとしたら、それはなぜだと思いますかといった質問です。

1 番

論告のところで検察官からいきなり求刑が出てきて、その基準というのが、初めて聞く私たちにはわかりません。確か懲役5年の実刑を検察官が求刑して、弁護人は情状酌量というか、執行猶予を付けてくださいという弁論だったと思うのですが、殺人未遂が、素人には、懲役5年と言われてもいきなりは結びつかないと思います。その辺をどう説明をしてくれたら私たちが納得できるのか、すぐ入ってくるのかというのは、そこはわかりませんが、工夫していただけたらありがたいとは思いました。評議に入ってから、裁判官から、この場合はこういう量刑のデータベースがあるということで、例えば執行猶予を付けるのだったら懲役5年で執行猶予は付かない、懲役3年にしないと執行猶予は付かないというような、確かそのような説明を聞いて、いろいろなデータベースを調べていただいたのですが、それがないと、やはり裁判員だけでは、判断はできないと感じました。

司会者

量刑のデータベースを実際に御覧になりながら評議したということですか。

1 番

そうです。

司会者

検察官の求刑についての基準がわからないという御指摘がありました。こういう理由でこの年数が相当といったことは、わかりやすくは出ていなかったですか。

1 番

出ていたかもしれないですが、そこまではよく覚えていません。

2 番

評議については、結構裁判員からもどんどん意見が出ていました。ホワイトボードを使って、箇条書きにして、これは衝動的だったか、計画的だったかという、一人一人、どっちかに丸をするみたいなことをしてくれて、冷静に話し合いができるような体制に持って行っていただけたので、わかりやすかったし、冷静になれたし、スムーズにできたと思っています。

3 番

私たちは、長期にわたったものですから、皆さんと打ち解けることができ、いろいろ忌憚なく意見を交わすことができました。被告人が外国人であったということもあって、通訳を介したりして、大分時間もかかりましたが、手違い、間違いがないためには、長かったけれども、それも必要な時間だったのかなとも思っております。論告、弁論に関しましては、検察官は、本当に罪を罰するという強い意識を感じられるような論告だったと思っておりますし、弁護人は、何としても被告人を守るという気持ちを感じました。実際に評議をする段階になっては、いろいろお示しいただいた過去のデータベースなどがなく、かなり厳しい感じはしました。

4 番

私が担当した事件は、共謀かどうかという論点だったと思います。それで、あとは量刑を何年にするかというのは、データベースとか、量刑の分布とか、いろいろ教えてもらったので、よくわかったのですが、逆に言うと、そういうデータベースがあるということは裁判官とか検察官とかは、この事件だったら何年だというのが裁判をする前から頭に入っていて、大体このくらいであるという情報みたいなものがあるのかなという感じがしました。というのは、評議の段階でも、ある方向に意見

が行くと、もっと聞きたいとか、そういう雰囲気は確かにあるんです。だけど、それを言うか言わないかは裁判員によるとと思いますが、どちらにしてもそれを納得するまで聞いて、自分なりに考えましたので、最後はすっきりしたというのはありました。だから、評議の段階で何か言いにくいとか、何かおかしいとかって思ったときはどんどん言って、それで聞いた方がいいというのはつくづく思いました。

5番

私の場合、評議に入るときに、やはり慣れていないので、この罪がどういう罪なのか比較対照できないです。それで、過去の例を見させてもらって、比較して、それで初めて、こういうのもあるのならどの辺りに入るのか、そこを細分化して、このケースは、じゃこうなのかなと絞り込めた記憶はあります。

司会者

ありがとうございます。やったことに対するふさわしい責任としてはどのくらいが相当かというところの一つの参考として量刑グラフを見ながら、ただその中でも、実際にこの事件の位置付けというのはどうなのかということは、それぞれの意見で出てきた要素を特に行為責任をメインと考えながら評議をしていって、最後は恐らくこの範囲内だろうというようなところでいろんな意見を出し合えるといいなと思っております。いずれにしてもそのあたりの評議の流れですとか、どういうところを今考えているかということも含めて、視覚化というか、イメージしやすいような形の評議ができるといいという御意見でしょうか。

5番

そうですね。ただ、過去のデータベースがある程度ないと、最終的には着地しないので、途中からそういうのはあったので、わかりやすくなったなという印象です。

7番

最後の論告と弁論に関しては、説明なしに評議に臨めるものではありませんでしたが、裁判長が皆さんの理解を深めるために評議の段階でいろいろかみ砕いて説明してくださったので、多分他の皆さんもわかりやすく評議に入れたと思います。弁論に関

しては、裁判中に被告人や証人の話と弁護人の主張が違ったにもかかわらず、方向性を修正しないまま弁論されていたので、それでいいのかなと個人的には思いました。評議全体は、先ほども少しお伝えしましたが、裁判長がその都度、今こういう状況で、こういうことなんですよとお話してくださったので、わかりやすかったですし、話し合い自体は比較的スムーズになされたと思います。他の方も意見を結構積極的に話されていて、すごく良い評議だったと個人的には思うので、意見を言うのをやめようかなという方がいらっしゃるときは、裁判長が、今言いかけた意見、もし良かったら聞かせてくださいということで取り上げてくださっていたので、皆さん多分自分の意見は言えたと思います。私は良かったなと思います。

吉川検察官

論告の部分の皆さんの御意見をいただければと思います。皆さんが論告を聞いていても、検察官は何でこの求刑をするのかということがわかりにくかったという御意見が多かったと思います。検察官は一つの説明の仕方としては、量刑のデータベースを引きながら、今回の事件はこういった点が問題になっていて、今回の事件に当てはまるような条件としてはこういう条件があるので、それに基づいて量刑のデータベースを引いてみると、このような感じの量刑の分布がありますという説明をして、その量刑の分布と比較したときに、一般的な分布よりも重いか軽いとか、そういった説明をすることもあります。今皆さんの御意見を伺っていると、検察官の説明の根拠がわからなくて、最終的な評議の場で裁判長からの御説明でわかったという、大体そういった御趣旨だと思いますが、それは検察官から論告のときにそういった説明がなかったのか、あったとしても何かいまいちよくわからなかったなという、何かそういった御意見があれば伺いたいと思います。

3番

1年前なので、あまり確かな記憶ではないですが、確かA4、1枚ぐらいの紙に求刑をきちんと示していただいていたので、その時点では確か納得をしたような記憶があります。

7番

私たちの場合も、きれいにまとめていただいて、説明もきちんと書いてありました。データベースがあるので、こういう求刑しますというのはきちんと書かれていたと思います。

吉川検察官

ある程度根拠が示してあっても、その場ではわかりにくいという印象ですか。

7番

論告の前に刑について、大まかな説明は受けていた気がします。ホワイトボードに書いてくださっていたので、大体これぐらいなのかなというのは、聞いたときはそんなに不思議な感じはしなかったです。

平本弁護士

検察官が論告の段階で求刑何年と言うと思います。弁護人がそれに対する反対意見として、弁論の中で、例えば執行猶予を付けてほしいのであれば、その理由を述べます。量刑というものが実際どういうものかよくおわかりにならないと思うので、例えば弁護人の中には、量刑グラフというのをこれから評議の中で見るといいますと、量刑はこういうふうになっていて、ここに該当するので、執行猶予もその範囲に入ってきますというような量刑の説明を弁護人がすることもあります。弁護人から量刑グラフのようなものを見せられながら説明があったかどうか。逆に、なかったとした場合の御意見があればと思います。まず弁護人側から量刑グラフのようなものを弁論の中で見た方はいらっしゃいますか。

5番

説明はありました。グラフを見たような記憶はあります。

平本弁護士

その説明はわかりやすかったですか。印象がございますか。

5番

説明した後に、これから裁判員の方、量刑のグラフを見るといいますという説明

があつて、表のようなものがあつたような気がします。はっきり覚えていないですが、それで心の準備ができて、評議に入りました。

平本弁護士

ありがとうございます。他の方は御覧になっていきますか。

4番

量刑グラフはそのときはなく、口頭だけだったと思います。

平本弁護士

そのときに例えば執行猶予が妥当だと弁護人が主張したとして、それが弁護人はどうしてこういう主張をしているんだろうというのはおわかりになりましたか。

4番

それはもちろん主張しているのはわかりましたが、それが事実かどうかというのは、そのときはまだ判断できなかつたんですが、言っていることはわかりました。

1番

被告人が追い込まれた状況で犯行に及んだ部分の説明はわかりやすかつたと思います。ですから、私が担当した裁判の場合は事実には争いがなかつたので、論点は執行猶予を付けるか付けないかの部分でした。そこについて、弁護人は一生懸命説明をしていたと思います。

四宮裁判官

皆様の感想をお伺いして、量刑を考える際には過去の量刑検索システムの中で見るグラフであつたり、あるいは事例の一覧というのも目にされた方もいらっしゃるというお話だつたと思います。こういったものは公平ということも考えて、ある程度の傾向をつかんで、そこに参加している裁判官、裁判員ともに共通の物差しというか、土台を作つた上で議論を進めましようという、そういうツールだと思っています。その共通の土台や傾向をつかむのに十分な情報が提供できていましたか。あるいはやり方として、例えば情報の内容も、事例一覧というのも字が細かくて、いろいろ書いてあつたりして、ぱつと口で言われて、理解が難しかつたとか、時間が長い、

短いでもいいですが、いかがでしょうか。

1 番

確かデータベースを見せていただいたのは評議が始まってから、裁判員全員が量刑の軽重がわからないということで、やはりそういう基準、判例みたいなのが必要ですねという話になって、提供していただいたんです。それまでは、多分意図的に、とにかく裁判員で考えてもらいたいという、そういうものが何か根底にあったのかなと思っています。そのデータベースがわかりやすかったかどうかというと、専門家ではありませんので、ただ似たような例が出てきますので、判断の役には立ちました。

3 番

ホワイトボードを使ったり、モニターを使ったり、いろんなケースを示していただいたと思います。やはりそれがないと、正直我々はとんでもない意見を言ってしまうようなところがあるかと思っています。我々は法律については素人ですので、裁判長の方から途中で六法の情報も少し教えていただいたような気がします。評議の中で量刑というのは法律の中でどういうところに規定されているんですかという話が出たときに六法をお示しいただいたような記憶です。

四宮裁判官

5 番さんお願いします。量刑検索システムの使い方なんですが。

5 番

まず、比較するために私は必要だと思います。判断の参考になります。

7 番

量刑のデータベースで幾つか条件を設定して、このケースに似たものを選んで、大体これぐらいですよというのがあらかじめわかったのは大変参考になりました。ただ、みんなで寄って見ていたので、もう少し字が大きいと良かったです。あと青い画面に白い字だったので、少しちかちかして、見づらかったというのがあります。

四宮裁判官

目で確認していると相当見にくいと思います。もし紹介するのであれば、はっきり裁判官も事例のポイントをかいつまんで、声に出して、みんなで確認しながらやるようなやり方も望ましいですか。

7番

もしくは、大体わかっているのであれば、あらかじめプリントに、こういう事例は、こういうふうを検索した結果、こうなりますよと手元にあると、更に話合いが進むのかなと思います。多分それを見るのに少し時間がかかったので、あらかじめ裁判官の方々が、こういったケースについて説明してもらって、大体の大きい幅のものと、この似たケースを取り上げたものを比較対照というか、比較できるような状況だと、もっと手元に置いて、評議がスムーズに進んだのかなとは思っています。

四宮裁判官

その点は、いろいろな考え方があると思います。おっしゃったような方法も一つあるのかもしれませんが、似たもの探しになってはいけないというところはやはり意識しているところですので、そのあたりのやり方を考えていきたいと思いました。

2番

凶器を使った場合、凶器を使わなかった場合で検索したり、詳しく見せていただいたので、個人的には十分納得できる時間をいただけたと思っています。

四宮裁判官

ありがとうございます。4番さん、お願いします。

4番

裁判員は全員が素人という前提で、最初にわかりやすいように、検察官は何で求刑を何年にするんだと、弁護人だったら何で執行猶予が付くのか量刑分布みたいなものを出して説明された方が、最初からもっとわかりやすかったのかという感じがします。あとはそれに基づいて、評議のときにもっと細かいことを突っ込んで確認すればいいと思いますが、今回思ったのは、評議でやっているときに初めてそういうのがあったので、最初にあった方がいいかなと私は思います。

四宮裁判官

ありがとうございます。最後の論告求刑，あるいは弁護人の意見の中でも，そういった量刑の傾向なんかを十分意識して，こういうことで今回執行猶予なんだとか，このぐらいの刑なんだというのが出ると，その後の評議にも入っていきやすい，充実したものになるという御意見ですね。

司会者

では，最後になりますけれども，裁判員裁判に参加したことに伴う負担について御意見をお聞かせいただければと思います。負担というのは，一つには裁判員裁判に関わることで，普段の生活ですとか，お仕事，家事，育児等の関係での御負担というのがありますし，もう一つは裁判員裁判を担当したことによる審理や評議や判決に関わったことに伴う負担ということで，何かまだおっしゃっていないことで何か御意見があればと思います。

1 番

漠然としていますが，裁判員裁判に選ばれて，やはり休みのとり方で，上司には一人だけにしか報告というか，理由は言わなかったんですが，やはりその辺の，誰にも言うてはいけないとか，その辺の負担というのはやはりいつもと違っているなと思います。言ってもいいのかもしれないですが，結局家族にも言っていないです。

司会者

家族にはおっしゃっても良かったのかもしれませんが。そのあたりの説明がもしかしたら不十分だったかもしれません。

2 番

実際に裁判に参加させていただく前は，負担が大きそうだなと思っていたのと，怖いイメージしかなかったのですが，実際に出てみたら，特に負担とかはなく，逆に出たことによっていろいろ知ることができたこともあったし，勉強させていただいたので，良い経験ができたと思いました。裁判官の人たちのお話を聞いて，普通にニュースとかを見るときにも，素人なので，いつも部外者の感情になってしまう

ところがあったのですが、この裁判員裁判に参加したことによって、被告人側に対する公平さとか、そういうこともきちんと話し合いをしたことによって、見る観点が少し変わったので、良い経験をさせていただいたなと思って、負担はなかったです。

3番

最初に言わせていただいたように、この制度にとっても関心があったものですから、積極的に参加をさせていただくことができました。実際家族にも、職場の近い人にも、しっかり理解をしていただいて、職場は全て特別休暇という形で参加をさせていただくことができました。ただ、実際これがどこの職場でもこういうことができるかということになると、大変難しい問題なのかなとも思います。実際に被害者の方の身体ですとか命、そういったものに危機のなかった事件でしたので、比較的精神的にもあまりダメージなくやらさせていただいたのですが実際そういった事件に自分が直接関わるようなことになってしまった場合、終わった後のメンタル的な部分がどうだったのかなというのが今でも少しあります。もう一つ、選任の段階ですが、選任の際に、多分別室でやって、この方たちですという形で板書していただいたような記憶があります。目の前でモニターを見ながら、コンピューターで選んだとおっしゃっていましたが、見えないところで決まってしまうような印象を受けましたので、それだけが引っかかっているところです。全体としますと、大変良い経験をさせていただいたと思っています。

司会者

選任についても御意見ありがとうございました。候補者の皆様のプライバシーにも配慮しながら行っているという関係で、そういった形にはなっているところがありますが、またその御意見も参考にしたいと思います。

4番

今回の裁判員裁判に参加して負担に感じたことはありません。最初に思ったよりも非常に長い裁判でしたが会社も非常に理解があつて、特別休暇扱いで、逆に裁判の方に専念してくれと言われたので安心してできました。その点は非常に良かった

と思います。ただ、中にはそうじゃない方も結構いると思うので、その辺が、こういう長い裁判になってくると余計に参加しづらいというか、負担になるのかなという感じはしました。あと、今回の裁判で一番思ったのは、私も裁判所に来たのは初めてで、まさか裁判員の席に座るなんて夢にも思っていなかったですが、刑事ドラマのイメージが結構ありましたので、実際に初めて裁判官の席に座ったときに、何日か経って、本当に裁判というのは刑事ドラマみたいに格好良くはなく、被告人の刑を公平に証拠に基づいて決めることが非常に大変だなという印象は受けました。そういうことを毎回やっている裁判官、検察官、弁護人は非常に大変な仕事をずっとやっているんだなとつくづく思いました。逆に言うと、それで馴れ合いにならないように、裁判員制度でいろいろな方が入ってやるのもいいのかなと思いましたので、これからもまたこういう機会があればと思っています。ただ、裁判員を辞退する人が多いと聞いていますが、もっと経験していただいた方がいいのかなと自分の体験から思いました。そのため、負担を減らすような環境作りとか、あと守秘義務についてももっとわかりやすくなればもっといいかなと思いました。今回は非常に長い裁判だったので、裁判官の方と雑談する時間も結構あったので、そういう点では非常に良い経験をさせてもらったと思います。ありがとうございました。

5番

今思いますと、一番最初に急に封筒が来て、少しびっくりしました。一人の意見として、封筒の色をもう少しソフトにした方が良いのかなと思います。多分一般人だとびっくりしますね。何か訴えられたのかと思いました。あとは、一応会社には休み自体は理解していただいて非常にスムーズに参加できました。私は勝手に裁判官はいわゆる堅い人かなというイメージがありました。ところが、柔和な人たちで安心したという印象を持ちました。事件の内容的には刑罰をどういうふうに決めるのか非常に勉強になったので、これはいろいろな意味でプラスになった、非常に良い経験でした。負担になったことはないです。

7番

私も、5番さんがおっしゃったとおり、留守にしていたので、郵便局からのお知らせを見て、裁判所からの通知で少しびくっとした思いはしました。実際こちらの裁判に参加させていただいて、負担ということは、会社にも伏せていたので、大きな騒ぎにならずに、それがベストだったねと上司と話しました。私の関わった裁判は、身内間の事件ですが、実際これが裏の社会の人たちが関わっているものとかだったら、自分の身が危険にさらされることもあるのかなと思いましたが、今回そういうことが全然なかったので、負担に思うことはなかったです。実際に評議自体もスムーズに進みましたし、職員の対応もとても良かったので、この裁判に参加して良かったと思います。また、考え方とかも、裁判に参加したからということもあって、ニュースとかもよく見るようになって、社会問題についても少し意識が深まったなと思います。実際参加してみて思ったのは、やはり皆さんもおっしゃっていたとおり、自分の中でも最初は敷居が高いものだったので、もう少し裁判員裁判がこういうメリットがあるということを皆さんに知ってもらって、是非参加していただけるといいなと思いました。

司会者

いろいろと貴重な御意見いただきましてありがとうございました。またこれを生かしていきたいと思っております。それでは、本日の意見交換会はこれで終了させていただきます。